

船舶事故調査報告書

令和6年3月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年9月20日 06時45分ごろ
発生場所	福岡県福岡市 ^{げんかい} 玄界島西南西方沖 玄界島灯台から真方位247° 2.3海里付近 (概位 北緯33°40.6′ 東経130°11.5′)
事故の概要	貨物船第二なみゆきは、南南西進中、また、プレジャーボート ^{ベイ} Bay fisher25は、船首を北西方に向けて漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年10月16日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第二なみゆき、17トン F02-6494（漁船登録番号）、公益社団法人日本水難救済会 第292-44510号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート Bay fisher25、1.0トン 290-66851福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に破口及び亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：06時05分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、福岡市小呂島 ^{おろの} からの廃棄物を運搬する目的で、玄界島北西方沖を約18ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南東進していた。 船長Aは、レーダーを作動させ、操舵室中央の椅子に腰を掛けて手動操舵で操船に当たっていた。 船長Aは、玄界島に接近したところで、右舵を取って南南西進を開始した後、前路から目を離して左舷方の島を見ながら航行を続けていたところ、突然、衝撃を受けた。 船長Aは、B船と衝突したことに気付き、海面に船長Bが浮かんでいるのを認め、他の乗組員と共に船長Bを救助した後、携帯電話で118番通報を行った。 A船は、約18knの速力で航行中、船長Aが操舵室中央の椅子に腰

	<p>を掛けた状態では船首方に操船の支障となる死角は生じていなかった。</p> <p>船長Aは、南南西進を開始した後、前路を一見して他船を見掛けなかったため、前路に他船はいないと思っていた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りの目的で、鳥山（魚の群れの上に集まる鳥）を探しながら航行していた。</p> <p>船長Bは、便意を催したので、玄界島西南西方沖に至ったところで、船首を北西方に向け、船外機を中立運転として漂泊を開始し、前部甲板で顔を下げ、腰を下ろした姿勢で用を足していた。</p> <p>船長Bは、ふと顔を上げたところ、右舷船首方至近にA船を認めて衝突の危険を感じ、立ち上がって大声を上げて両手を振ったものの、A船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃で落水し、A船の乗組員に救助された後、B船に戻り、B船を操船して帰港した。</p> <p>船長Bは、後日、病院を受診し、右肩鎖関節捻挫等と診断された。</p> <p>船長Bは、本事故当時、用を足すときに救命胴衣が邪魔だったので、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長Bは、用を足し始める前に周囲を確認した際、接近する他船を認めなかったため、用を足している間に他船がB船に接近してくることはないと思っていた。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、南南西進中、船長Aが、前路を一見して他船を見掛けず、前路に他船はいないと思い込み、前路から目を離して左舷方の島を見ながら航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を北西方に向けて漂泊中、船長Bが、用を足している間に接近する他船はいないと思い、前部甲板で顔を下げ、腰を下ろした姿勢で漂泊を続けたことから、右舷船首方から接近するA船に至近となるまで気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が南南西進中、B船が船首を北西方に向けて漂泊中、船長Aが、前路から目を離して左舷方の島を見ながら航行を続け、また、船長Bが、前部甲板で顔を下げ、腰を下ろした姿勢で漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、前路に他船が見えなくても、他船はいないと思い込むことなく、また、レーダーを有効に活用して常時周囲の適切な見張りをを行い、前路の他船を見落とさないようにすること。 ・小型船舶に単独で乗り組む船長は、あらかじめ用便を済ませ、体調を整えてから出港すること。